

静岡県告示第430号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定に基づき、清水港海岸保全区域を次のとおり指定する。  
なお、指定済みの海岸保全区域については従前のおりとする。

令和4年5月31日

静岡県知事 川勝平太

指定区域(江尻地区)

基準点 静岡市清水区西久保字鹿島前506番の三等三角点西久保新田を基準点とする。

(北緯35度02分05秒 東経138度28分56秒)

- 基点1 基準点から 144度02分35秒 1713.77メートルの点
- 基点2 基点1から 275度00分00秒 65.00メートルの点
- 基点3 基点2から 3度30分00秒 15.65メートルの点
- 基点4 基点3から 271度34分58秒 150.00メートルの点
- 基点5 基点4から 179度39分08秒 380.69メートルの点
- 基点6 基点5から 85度57分52秒 125.71メートルの点
- 基点7 基点6から 155度54分02秒 135.83メートルの点
- 基点8 基点7から 98度32分58秒 18.18メートルの点
- 基点9 基点8から 157度11分25秒 46.49メートルの点
- 基点10 基点9から 131度43分50秒 88.98メートルの点
- 基点11 基点10から 158度30分00秒 49.64メートルの点
- 基点12 基点11から 118度31分14秒 129.52メートルの点
- 基点13 基点12から 178度20分00秒 401.68メートルの点
- 基点14 基点13から 320度16分55秒 70.97メートルの点
- 基点15 基点14から 293度26分53秒 10.71メートルの点
- 基点16 基点15から 266度36分59秒 224.31メートルの点
- 基点17 基点16から 154度57分05秒 27.12メートルの点
- 基点18 基点17から 86度39分33秒 185.91メートルの点
- 基点19 基点18から 140度30分46秒 192.23メートルの点
- 基点20 基点19から 48度59分28秒 26.18メートルの点
- 基点21 基点20から 49度00分00秒 68.00メートルの点
- 基点22 基点21から 320度33分42秒 69.17メートルの点
- 基点23 基点22から 359度11分27秒 162.35メートルの点
- 基点24 基点23から 359度11分30秒 348.20メートルの点
- 基点25 基点24から 296度20分39秒 225.08メートルの点
- 基点26 基点25から 340度35分08秒 156.72メートルの点
- 基点27 基点26から 340度35分18秒 63.46メートルの点
- 基点28 基点27から 266度12分36秒 157.87メートルの点

基点29 基点28 から 359 度41 分06 秒 231.34 メートルの点

基点30 基点29 から 91 度43 分23 秒 154.88 メートルの点